

第 1 1 回新市の事務所の位置及び新市建設計画策定小委員会会議結果報告書

開催日時	平成16年 2月 2日(月) 10:00~12:25					
開催場所	三本木町役場 ふれあいホール					
委員の出欠	委員長 (田尻町長)	堀江 敏正		委員 (岩出山町議会議員)	佐藤 智	
出席者 欠席者×	副委員長 (古川市議会議長)	佐藤 清隆		委員 (鳴子町議会議員)	大場 常男	
	副委員長 (鳴子町住民代表)	吉田 惇一		委員 (田尻町議会議員)	嶋田 穎夫	
	委員 (古川市助役)	橋本 正敏		委員 (古川市住民代表)	門脇 基	×
	委員 (松山町長)	狩野 猛夫		委員 (古川市住民代表)	高橋 義宣	
	委員 (三本木町長)	佐藤 武一郎		委員 (松山町住民代表)	小原 文夫	×
	委員 (鹿島台町長)	鹿野 文永		委員 (松山町住民代表)	丸 一男	
	委員 (岩出山町長)	佐藤 仁一		委員 (三本木町住民代表)	伊東 茂	
	委員 (鳴子町長)	高橋 勇次郎		委員 (三本木町住民代表)	工藤 俊一	
	委員 (松山町議会議長)	氷室 勝好		委員 (鹿島台町住民代表)	武藤 利孝	
	委員 (三本木町議会議長)	佐々木 吉一		委員 (鹿島台町住民代表)	阿部 雅良	
	委員 (鹿島台町議会議長)	門間 忠		委員 (岩出山町住民代表)	佐藤 技	
	委員 (岩出山町議会議長)	遠藤 悟	×	委員 (岩出山町住民代表)	鹿野 孝	
	委員 (鳴子町議会議長)	中鉢 昇		委員 (鳴子町住民代表)	八畷 利恵	
	委員 (田尻町議会議長)	三神 祐司		委員 (田尻町住民代表)	及川 睦男	
	委員 (古川市議会議員)	佐藤 勝	×	委員 (田尻町住民代表)	白旗 成典	
	委員 (松山町議会議員)	小笠原 康次		委員 (宮城県市町村課)	菅原 久吉	
	委員 (三本木町議会議員)	三浦 幸治	×	委員 (古川地方県事務所)	千葉 修生	
	委員 (鹿島台町議会議員)	畑中 理一郎		出席者 32 名・欠席者 5 名		
事務局	協議会 会長 佐々木謙次, 事務局長 佐藤吉昭					
	事務局次長 千葉義明, 事務局次長 岡本 透					
	財政班: 班長 金森正彦, 主任 佐々木雅一, 班員 遠藤 愛					
	計画班: 班長 千葉博昭, 主任 赤間幸人, 班員 高橋 健					
その他	パシフィックコンサルタンツ(株): 安本賢司, 吉田洋子, 川村 恵					
傍聴者	一般 4 名 ・ 報道関係 0 名(0 社)					
委員長の署名						

会議次第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協議事項

(1) 新市建設計画について

スケジュールの変更について

県との事前協議結果について

未記載部分の検討

(2) 地域審議会について

(3) その他

特定非営利活動法人 パートナーシップ古川

おおさき地域創造研究会からの提言等について

- ・ 新市の地域自治のあり方に関する提言

- ・ 新市におけるNPO（市民活動）支援・促進のあり方に関する提言書

次回の開催日程について

第12回小委員会

日 時 平成16年 2月14日(土) 午前9時30分～

開催場所 古川合同庁舎 大会議室

4. その他

5. 閉会あいさつ

6. 閉 会

議事の概要

1. 開会…事務局 計画班 赤間主任（司会進行）

2. あいさつ…堀江委員長

鹿野（文）委員…1月23日に予定していた小委員会を延期した理由については、交通障害により一部の地域で出席することが不可能であった等の具体的な理由を明確にしておくべきとの意見。

堀江委員長…前回の小委員会延期については、事務局と連絡を取り合い、古川市の交通状況などから判断した。なお、今後の判断についても慎重に対応すると回答。

事務局 佐藤局長…併せて気象情報も参考に判断した。理解願うと回答。

堀江委員長…傍聴者から、鹿野（文）委員と同様の指摘をメールで頂いた旨を報告。

3. 協議事項

(1) 新市建設計画について

堀江委員長…事務局に資料の説明を要請。

事務局 千葉次長…協定項目である地方税の取扱いや、水道料金のあり方など協定内容によって、財政計画の数字が変動ことが予想されることから、県への新市建設計画の本協議が協定が整ってからのスケジュールとなり、4月頃に想定される旨を説明。

また、新市建設計画の県との事前協議結果及び、未記載部分の検討について、資料に基づき説明した。

白旗委員…「等」の表現を「など」に統一するのか。統一するならば他の箇所も修正しなければならないのではないかと。また、P9 子育て支援の充実の文言が非常にわかりにくい。1点目は、1行目「環境の提供とするため」と、2行目「問題を解決するため」というように「ため」が続くので表現がぼけてしまう。2点目は、3段落目「子育て力の低下に対応して」という部分は、「低下への対応として」という表現ではないか。また最後の行で「育つための」とこ

こでも「ための」となっているので、「健やかな環境ができるような環境体制づくりに努めます」との表現に修正したらどうかとの意見。

事務局 千葉次長・・・ 1点目の「など」については、宮城県総合計画からの引用と考えられる部分についての指摘であり、文言の統一をすべきとの内容でない。また9ページの内容について3点指摘いただいたが、今回は8ページの地域医療体制の充実の文言についての検討であるので、指摘いただいた部分については改めて事務局で見直しをして、次回以降再度提示すると回答。

橋本委員・・・P5県事業について、李埠飯川線改良事業が抜けているのではないかと質問。

事務局 佐藤局長・・・坂本古川線に網羅されていると回答。

高橋(義)委員・・・P1の12について、削除される事業があるが、内容として工事期間が短縮されることにより見直して、17年以降の予算も削減となると思うが、それによって平成16年度に工事が完了されるということで、どの位の工事内容が削減されるのか質問。

事務局 千葉次長・・・新市建設計画は、平成17年度以降の事業を記載しているものであり、合併前の平成16年度までに事業が完了するものについて削除するものである。なお、工事の具体的な見直し内容については確認していないと回答。

堀江委員長・・・(1)新市建設計画について、質疑がなければ報告の内容としたいと諮る。

委員・・・異議なし。

(2) 地域審議会について

堀江委員長・・・地域審議会については、前回の小委員会でも各委員から様々な意見をいただいたが、その後、総務省の栗田課長補佐の岩出山町での講演などもあったので、本日さらに協議をいただくが、地域審議会と地域自治組織の関係について、県を通じて総務省の見解を確認するという点でもあったので、その点について県市町村課の菅原委員に説明を要請。

菅原委員・・・総務省の合併推進課に確認した内容、そして1月22日に岩出山町で開催された合併研修会での栗田課長補佐の講演内容について、今把握している情報について申し上げたい。用意した資料は前々回の小委員会でも事務局が用意した資料をピックアップしただけの資料であるが、新たな情報も含めて説明したい。現在の地域自治組織の検討は、基本的には地方制度調査会の答申がベースとなっているということ。現在法制局と細部を詰めている状況でまだ資料としては出せないとのことである。法制局との協議後に閣議決定して3月初旬に国会へ提案したいとのことである。2月3日には、総務省合併推進課の望月課長が仙台で説明をすることになっているので、その席で更に詳しく確認したい。資料により説明。

栗田課長補佐の講演では地域自治組織の長は事務吏員を想定しているとのことであったが、総務省で確認したところ、特別職を充てられないのかという問い合わせが数多くあるということであった。地域自治組織と地域審議会の関係は整理をしているということであるが、講演会では、できた時期が違うということで、地域審議会は合併特例法で出されたもので、地域自治組織は今回新しく出てきたものである。地域自治組織が地域審議会の機能も併せもつ方向で現在検討しているとのこと、地域自治組織は一歩進んだ組織であるということ。地域自治組織は区という名称をイメージしているということ。総務省での論点整理は、大きなところは地制調の答申と変わらないが、細部でいくつか論点として議論している。地域審議会と地域自治組織の調整 自治組織の名称を区とイメージしているが、この区を住居表示できないか。(法人格をもった場合は暫定的になってしまう) 法人格をもった場合、議決機関が存在しないが、そのままでもいいのか。自治組織の長が一般職か特別職かということが議論されているが、岩出山町での講演会では事務吏員に決定しているとのことであった。などと説明。

堀江委員長・・・事務局に資料の説明を要請。

事務局 千葉次長・・・前回の小委員会での意見から集約される3つのパターンについて説明した。また、事務局より総務省に照会した内容や、岩出山町での講演会の内容、前回提示したイメージを委員の意見や総務省の見解などを勘案して修正加工したイメージ図などについて資料に基づき説明した。

堀江委員長…鹿野（文）委員に説明を要請。

鹿野（文）委員…説明する内容の一部については、新聞や官報等で掲載されているが、国会提出予定法案の概要について紹介する。地方自治法の一部を改正する法律案については、地域自治組織制度の導入として、住民自治強化等の観点から市町村の一定の区域を単位とする「区」を設置することができることとするとしており、区という表現が出てきた。都道府県の自主的合併手続き等の整備として、都道府県の発意による都道府県合併の手続きを整備するとともに、都道府県境を越えて市町村が新設合併を行う場合の手続きを整備するとしており、法律案ができていなくても国会決議やその他でやっていけるということが予想される。条例による事務処理の特例制度の拡充として、市町村が都道府県に対し、知事の権限に属する事務の処理の特例に係る条例を定めることを要請することができることとする。収入役制度の改正として、人口が一定の規模以下の市にあっては、条例で収入役を置かないことができることとしている。従来は町村が収入役を置かないこととする条例を作ることができ、市には適用されていなかったが、人口規模によって市にも適用する意味と捉えている。財務会計制度の改正として、公共料金等の支出について支出命令を簡素化できることとし、また、長期継続契約の対象範囲を拡大する。といった内容である。また、平成17年3月までの市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案と平成17年4月以降の市町村の合併の推進に関する法律案の双方に、合併特例区制度の創設として、合併に際して、旧市町村単位で法人格を有する区を一定期間設置できる制度を創設することとしている。この法案に対する意見を全国市町村長として今週中に述べなければならないが、総務省の粟田課長補佐の話しの中で、地域自治組織の長は事務吏員とすることが固まったとの話があったが、地域自治組織の長は、助役と総務課長の職責に近いものでなければならないと考えるし、助役ということであれば常勤特別職となる。この点について全国町村会で問い合わせをしたところ、地域自治組織については、裁量権を残す流れを受けており、法人格を持った地域自治組織の長についても、基礎自治体の長が選任するといった内容に留まっている。地域の自主性を尊重する行政区タイプにそれを越える議論は正式なものにはなっていないとの回答であった。全国町村会副会長、宮城県町村会長、鹿島台町長として、地域自治組織の長を万一事務吏員に留めるということについては異議があると意見を述べることであり、本小委員会の委員としても同様の意見である。

堀江委員長…法案の最新情報をお話し頂いた。5分間休憩とする。

《11時25分まで休憩》

堀江委員長…今回の小委員会では、地域審議会の設置について結論を出さないということであり、これまでの説明等を踏まえ意見を頂戴したい。

橋本委員…資料の地域イメージ図で、まちづくり協議会の役割に地域審議会の機能を持たせるようになっているが、二つの機能を持たせることは二重構造にもつなぐとの意見があったように記憶しており、私自身もそのように考えている。複雑化しないか危惧される所であり、市長から諮問する役割が地域自治組織に与えられているのであれば、あえて地域審議会の機能と記載する必要はないのではないかと。また、あまり行政が関与しない型での自治組織が良いと考えており、大崎らしい自治組織とすべきではないかと意見。

事務局 千葉次長…本日の資料は、たたき台ということでお示ししている。前回の1月13日に開催された小委員会では様々な意見が出され、その内容は資料1ページに要約しているとおりであるが、それらの意見を踏まえた上で1案を作成したものであるため、詳細については本小委員会でご協議を頂戴したいと考えている。また、行政の関与については、地域づくり協議会を住民による自主的な組織と位置づけしており、この部分については行政の関与をあまり懸念しなくてもよいと考えている。また、地域づくり協議会が立ち上がるまでは、まちづくり協議会からの支援を受けてやっていってはどうかという提案であるので、こちらについてもご検討を頂戴したいと説明。

千葉委員…現行法にある地域審議会を仮に置かないとし、その機能を地域自治組織に兼ねさせるとしても、万が一新法ができなかったり法案が通らなかった場合のことも考えておく必要が

あると思う。したがって、現行法にある地域審議会が期待されたほど機能していないのが現実だとしても、それを全部捨ててしまって良いのだろうかと思う。この合併協議会の位置づけとしては、幅広く対応すべきではないかという観点から、現行法で執れるものは執っておき、それから改正法なり新法で想定される部分も広く視野に入れて検討していくことも考えられる。また、現行法でも広島県高宮町や京都府美山町で行っている現実（住民自治組織）は、法律に基づいて行っているわけではなく、地域住民と行政体の合意形成に基づいて活動しているという実態がある。法律にあまりこだわらず行政体が旧市町単位で一定規模の予算を持ち、地域の皆さんでやりやすいようにやって下さいと仕掛けることも可能だと考える。住民を信頼するかどうかの問題であり、いちいち行政がチェックを行っていくのかどうかという問題でもある。具体的に美山町などでは、地域に一定の予算が与えられ、さらに住民が年会費を出しあって地域の喫緊の課題（道路補修や公民館の屋根補修）に対応している。現行法でも独自の活動ができるという実例である。一方、今の大崎1市6町で現行法の中で地域に一定の権限を与えて、地域の皆さんが自治活動をやっていけるか考えた場合、それぞれの地域に温度差があると思われる。したがって、事務局のイメージ図にあるようなまちづくり協議会をつくって、地域づくり協議会の設立と醸成というかたちで一定の活動ができるまで支援していくというスキームも必要ではないかという意見。

高橋（義）委員・・・仮に地域審議会が設置されないとすると、十分に民意の反映ができないのではないかという心配がある。また、地域自治組織が法の整備が成されるまで設置できないとなると不安も感じてしまう。行政と住民が協働の中で、地域審議会とまちづくりが総括されたようなものを考えていってはどうかという意見。

三神委員・・・先程の意見で現行法の中でも充分実施できるというお話を頂戴した。ここからどんどん議論できる突破口だと感じた。住民自治を醸成させるという点から、これまで各市町で行われてきた住民活動を尊重することが極めて重要であり、その活動支援の財源等を合併後も担保できるのかということも考えなければならないと思う。さらに、官と民の協働で自治活動を進めるとともに、地域の自主的な活動も推し進めながら住民自治を充実させていくことが大切だと思う。団体自治では、ハード面において効果的・効率的を基本にしながら、さらに透明度を高めて推進していく必要がある。今までの地域活動を温存させておきながら地域民主主義を醸成させるというのが本来の地方分権社会のあり方と考える。また、法整備がなされないからここで議論を止めるというのではなく、もっと具体的に検討を進めていって、もしそれが法に抵触するというのであれば訂正することも可能であるし、あるいは法律の改正を求めすることも出来ると思う。もっと議論を深めていって良いのではないかという意見。

堀江委員長・・・具体的なお意見・ご提言を頂いているが、事務局で示しているだだき台の仕組み（イメージ）等についてのご意見も頂戴したい。

鹿野（文）委員・・・地域自治組織のイメージ（図）をみると、地域自治組織の長は、地域協議会へ諮問し、意見を受ける関係となっており、市町村長からは選任を受けるだけで、地域自治組織の長から市町村長への意見、または市町村長から地域自治組織の長への諮問を行うという関係にはなっていない。地域自治組織の長と地域協議会の関係は、議員内閣制のように長も地域協議会委員のメンバーに入り、自分の意見を地域協議会の意見として反映させて市町村長へ答申等を行うことができる立場にした方が、長の存在がより幅広いものになり、本来の住民自治の長たる意義が明らかになると思う。よって、地域自治組織の長が事務吏員という位置付けは馴染まないと考えられる。

次に新市全体のイメージ図の中で、「これまでの自治的組織」の位置付けが示されているが、1住民、1組織、つまりエリア（区域）を決めて貼り付け（平面的）しているが、NPOなどは区域に限って活動しているわけではないので、広い区域との関わりを持ってくると思う。つまり、1住民2組織も3組織も可能となる立体的なものとなり、そういった組織（団体）をどうするかは共通の課題であると考えられる。また、旧1市6町すべてにおいて同じ組織形態（まちづくり協議会 - 地域づくり協議会）でやっていくのか、さらに1住民2組織といった新しい

型でやっていくのか、あるいはこれまでの町内会でやっていくのか、それぞれに旧市町毎にも趣きがでてくると思われるので、次回の小委員会までに各委員が市町に持ち帰って検討する必要があるという意見。

白旗委員…地域自治組織は、地域審議会が設置されない場合の担保となり得る組織ということで、重要になってくると認識しているが、イメージ図をみると地域審議会が記載されていないことから、設置しないことが暗黙の了解のもとに話しが進んでいるような気がする。我々は、地域審議会の設置の有無を問われているので、そこを議論の入り口として、設置するのかしないのか、地域自治組織に地域審議会の機能を併せ持たせるのか、まず方向を決めてから細部にわたる話し合いを行い、詳細を詰めていく手法が適切だと思う。合併までに決めなければいけない事と時間は掛かっても自治組織を煮詰めていこうとする姿勢も含め段階的に検討すべきであり、議論の入り口が違うような気がするという意見。

堀江委員長…ご指摘のとおり部分もあると思うが、これまでの小委員会の流れから、地域審議会の設置を議論する上で、地域審議会を網羅するような新しい大崎市にふさわしい組織ができるのであれば、そういう組織も良いのではないかという意見もあったことから、自治組織との関わりの話し合いになってきた状況である。地域審議会を設置する・しないの判断をするためには、設置しない場合はどうするのかといったことも確認しておく必要があり、自治組織の内容を国の動向等を説明していただき検討をしている状況であることにご理解を頂きたい。

佐藤(武)委員…地域審議会はいったい何を審議するところなのか。設置してもよい・しなくてもよいといった組織であり、どうしても設置しておく必要があるのだろうか。長が行政を行うために諮問するのであれば、いわゆる内なる機関であり、今ここでその組織を示さなければならぬのだろうか。地域審議会にしても地域自治組織にしても、大崎市がスタートする時に何が必要なのかをみんなで語り合えば良いわけであって、1市6町が大合併をしようとする時、それぞれの市町が抱えている問題等があって、できるだけ激変を緩和させたいとか行政を隔々にまで行き渡らせるためにはどうしたらよいかとか、そういう意味でどういう組織が必要なのかという議論をしてはどうかと思う。先に法律(国)があって我々が何とかしなければいけないというような議論になっているような気がする。これから大崎市として自立する地方政府をつくらうとしているのであれば、私たちには何が必要なのか、あるいはこれまで培ってきた個性を發揮させるために、我々にはどういう組織があった方が良いかを検討し、国の中にもう一つの国をつくるようなことを考えなくても良いのではなかという意見。

佐藤(仁)委員…この問題は非常に難しい問題であると認識しており、小委員会に付託する際に疑問を投げかけたのもそのような観点からであった。新市における住民主体のまちづくりを行うにあたって、どのような組織を構築し、それに伴う行政組織のあり方が連動していかないとうまく機能しないと考える。その際、国の制度は制度として、新市の住民組織と行政組織をどう構築するかに軸を置きながら論点の整理をしなければならないと考える。国が自治組織を法律化しようとする観点はいろいろな要素があるが、4つのポイント(ひし形の4角をイメージ)に絞れば、1つは新市建設計画の実施の評価、2つ目は広聴機能、3つ目は(合併する前の個性あるまちづくりの延長の中で)自主自立の組織づくり、4つ目は住民主体の協働した一体的な新市づくりになると思う。1番目と2番目のポイントを囲むと自治組織の長は事務吏員でなければならないし、3番目と4番目のポイントを囲めば自治組織の長は住民からの代表者ということになると思う。ここでは大崎市としての個性ある新しい住民組織をどう構築していくのが大変大切だと感じている。本町の場合は小学校区単位に地区館という地域づくりの協働の場を設け、その長は住民から選任し、行政がサポートしていくための行政組織のあり方として縦割りから横型の行政システム変換への取り組みを行ってきた。それぞれの市町にはこれまでのまちづくりの歴史と誇りがあるので、一度持ち帰って再度これを持ち寄りながら検討してはどうかという意見。

堀江委員長…意見の発言を以上とし、本日の議論をまとめてよいか諮る。

鹿野(文)委員…地域自治組織の長は事務吏員をもってあてるとする総務省の考え方にこだわ

って欲しくないということもまとめて入れていただきたい。

堀江委員長・・・合併に伴う住民の不安や懸念に対処する地域審議会、また諮問と答申という関係だけでなく住民自らが自治を行えるのが地域自治組織という位置づけであり、地域審議会の設置の有無については、地域自治組織との関わりが非常に深いものがあるという観点から両組織を併せたかたちで議論を行ってきたところである。今後の議論については、事務局で作成したイメージ図を参考にご意見を頂戴し、いかに地域住民が自ら地域づくりに参加し、それぞれ特徴のある地域づくりを進められるか、そのための総合的な仕組が大崎市の虹が輝く新しい組織へと繋がっていくというイメージを持って委員各位に次回まで検討していただきたいと考えている。また、国で検討されている地域自治組織について、ややもすると行政主導になりがちな長（事務吏員）の設置は無い方向で進めた方が、住民協働を推し進める我々の思いからは良いのではないかと思う。

（３）その他

特定非営利活動法人 パートナーシップ古川

おおさき地域創造研究会からの提言等について

- ・新市の地域自治のあり方に関する提言
- ・新市におけるNPO（市民活動）支援・促進のあり方に関する提言書

堀江委員長・・・事務局へ説明を要請。

事務局 佐藤局長・・・1月21日に会長に提出されたものである。ただ今、議論頂いた地域自治組織を含めた地域自治活動などの提言等であるので、今後の議論の参考にしていただくようお願いを申し上げます。

堀江委員長・・・提言及び提言書を参考にして頂き、次回までの意見の集約に役立てて頂きたい。

次回の開催日程について

堀江委員長・・・次回の開催日程について事務局へ説明を要請。

事務局 千葉次長・・・第12回小委員会は、2月14日 土曜日 午前9時30分から古川合同庁舎大会議室で開催したい旨を説明。

堀江委員長・・・委員へ諮る。

委員・・・異議なし。

堀江委員長・・・以上で本日の協議事項を終了する。

4. その他・・・なし。

5. 閉会あいさつ・・・吉田副委員長

6. 閉会・・・事務局 計画班 赤間主任

新市の事務所の位置及び新市建設計画策定小委員会 「地域審議会の設置」について

論点整理

1月13日の小委員会の意見から

- ・地域審議会と地域自治組織の役割は、はっきりと分けた形で位置づけるべき。
- ・地域自治組織は地域の一体的な自治を住民自ら推進する位置づけとし、地域審議会の機能は大切であるので、合併に向けての住民に対するセーフティガードの機関として別に置くべきである。
- ・新市全体を網羅する審議会等の設置も必要。
- ・地域審議会の機能を地域自治組織に持たせることも可能ではないか。
- ・地域審議会は議会との屋上屋というイメージがあり、住民自らが組織する、行政があまり関与しない地域自治組織を組織すべき。
- ・機能の持たせ方によっては、地域審議会は必要ない。
- ・地域審議会や地域自治組織の役割の受け止め方が委員で統一されていないので、様々な意見が出てきてしまう。
- ・地域審議会は行政との関わりの中で大きな位置を占めると考えていたが、地域自治組織との関連を考えると複雑化してしまう。住民の声を地域審議会に持たせるのか地域自治組織に持たせるのか判断がつかない。両方を設置する場合二重構造になる可能性も考えられる。
- ・地域審議会の設置の結論を急ぐ必要はない。地域自治組織は普遍的なものであり、そもそも別のものである。大崎流の地域自治組織がどんなものが良いか考えて行くべき。住民自治は月日とともに積み上げられていくものである。新市において地域自治組織が機能するまでの間は、新市長が施策を行う上でも地域審議会があっても良いと考える。
- ・地域自治組織について今後も継続して検討していかなければならないが、まず5年位地域審議会を設置して、その後法改正を見極めながら地域自治組織を構築するといった意見もあったが、それぞれの地域で培った組織が、合併によって寂れてしまうという懸念があるので、合併時になんらかの形が位置づけられないと、住民の不安が解消されないのではとの考えがある。
- ・法制化を待たないと結論が出せないということはない。必要な組織については住民側の観点から議論すべきである。
- ・平成デモクラシー、地方政府、住民主体の自治を骨格とした組織を検討していかなければならない。

小委員会の意見を集約すると、次のパターンが考えられる

パターン	地域審議会	地域自治組織	備 考
			両方を設置
			合併時に地域審議会を設置 数年後に地域審議会を廃し地域自治組織へ移行
	×		合併時に地域自治組織を設置 (地域審議会機能も併せ持つ)

総務省の見解から

・ 1月21日 総務省自治行政局行政課 吉川理事官

地域自治組織は、地域審議会の機能を併せ持つ組織を想定して、法改正を考えている。

なお、地域自治組織には事務所を置く必要がある。

(地域自治組織に地域審議会の機能を持たせることは可能)

・ 1月22日 総務省自治行政局合併推進課 粟田課長補佐(岩出山町合併研修会より)

* 地域自治組織は、政令市の行政区プラス地域審議会のイメージである

* 地域審議会と地域自治組織両方を設置することについては、どうかと思う。

(法律で認めないこととするのかは、未定)

* 地域自治組織の行政区タイプは一般的な制度とし、区域制限は特になし

* 地域自治組織の特別公共団体の設置期間は一定期間であり、区域は旧市町村単位である。

* 地域自治組織

住民の意向を反映させる機能

行政と住民の協働 まちづくりの場としての機能

住民に身近な事務を担わせる機能(支所、出張所の機能)

* 地域協議会の委員は、原則無報酬とする。

* 地域協議会の長は、合併後の首長が選任

* 区域とか基本的な部分は条例で定める。

* 事務所を設けることから一定の区域が必要。

* 長は、政令市の区長が事務吏員ということからバランスの上でも、事務吏員がなると理解。

(事務を分掌するということから、特別職にすることは考えていない。)

* 地域協議会の構成員は、新市の長が選任することが基本で、各種団体から推薦された人を

選任することや、公募によることも考えられる。

* 市町村長の権限を拘束するような条例は作れない。

* 地域の意見が的確に反映されるような数とすべき。

* 一般制度は法律が施行されてからとなる。

* 地域審議会と地域自治組織は出てきた時期が違い、地域自治組織は一步進んだ制度で、政令市の行政区プラス地域審議会のイメージである。

* 地域自治組織については、国会審議があるので、とりあえず現行制度の地域審議会での考え方もあるのではないか。

質疑応答

Q1: 地域審議会の機能を、地域自治組織が持てるのか。建設計画の変更などの際意見を求めることなど。

A: OKである。

Q2: 地域自治組織の行政区タイプについて、独自の条例により設置している自治体もあり、あえて地方自治法の改正が必要なのか。

A: 位置づけられることが必要であり、意義があると思う。

Q3: 地域自治組織の長を住民から選任することはどうか。

A: 政令市でいう行政区の仕事をするということは、補助機関としての仕事をするこ

から、最終責任は市長にあるので、事務吏員を充てることになる（決定している）

・ 1月27日 総務省自治行政局合併推進課 栗田課長補佐

Q1：地方制度調査会答申の中で「地域自治組織の機関として、地域協議会及び地域自治組織の長を置くこととする」となっているが、この場合、住民等で構成する地域協議会の長と地域自治組織の長の関係について。

A：地域協議会は、諮問と答申という関係からすれば、執行者（首長）と総合計画審議会等の各種審議会の会長との関係と同様になるものと考えられる。

Q2：一般行政区タイプの地域自治組織の長は、行政組織の一部であり事務分掌の関係や政令市における区長（事務吏員）とのバランスから、ここでも事務吏員を想定しているとのことであったが、その場合、総合支所長と自治組織の長との関係はどうなるのか。

A：地域自治組織の長が事務吏員であることから、総合支所長との兼務も考えられる。

Q3：一般制度での地域自治組織は、法案成立後となるとのことであるが、法案成立を待たず、地方制度調査会からの答申をもとに協議会で議論することはどんなものか。

A：法案成立を待たず協議することは、各協議会の判断である。

法案は、先に答申された地方制度調査会の内容を基本と考えている。

これまでの協議内容及び総務省の意見等を踏まえ、地域自治組織について別紙のとおりイメージしました。

今後の進め方

地域審議会の設置の有無についての協議

小委員会へ付託された事項で、協定項目であることから3月26日の協議会までには結論を出したい。

地域自治組織の検討

新市建設計画への記載箇所があり、遅くとも3月26日の協議会までには方向性を出したい。

地域審議会を設置しないとした場合の検討

地域審議会を合併前の懸念を払拭することにあることから、合併前に設置の決定がされることが適当との考えがあり、設置しないとした場合の担保となりうる組織等の検討が必要。地域自治組織の検討と併せ、合併前には何らかの方向性を出す必要があるのではないかと。ただし、地域自治組織の醸成期間が必要との考えもあるので、一定の方向性を示し、具体的な検討については時間をかけ、合併時まで、あるいは合併後早い時期での立ち上げを前提とした検討機関の設置も考えられる。

